



衆議院憲法調査会ニュース

H16.3.12 Vol.67

第 159 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

3月11日に開会された小委員会

統治機構のあり方に関する調査小委員会

(木下 厚小委員長(民主))

基本的人権の保障に関する調査小委員会

(山花 郁夫小委員長(民主))

統治機構のあり方に関する調査小委員会 (第2回)

(テーマ)人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度

参考人：

宇都宮深志君(東海大学政治経済学部教授)

質疑者

杉浦 正健君(自民) 鹿野 道彦君(民主)

福島 豊君(公明) 山口 富男君(共産)

阿部 知子君(社民) 杉浦 正健君(自民)

辻 恵君(民主) 衛藤征士郎君(自民)

質疑終了後、自由討議

宇都宮深志参考人の意見陳述の概要

1. オンブズマン制度の沿革

(1) 世界への普及と進展

- ・オンブズマン制度は、スウェーデンにおいて発祥し、1950年代以降、議院内閣制をとるデンマーク、英連邦のニュージーランド等世界各国に普及してきた。
- ・注目される点としては、以下の4点が挙げられる。
 - (a) オンブズマンは、導入後廃止された例はなく、国民から信頼される制度として定着・発展してきている。
 - (b) 世界のオンブズマンの多くは、議会が任命し、行政府から独立している議会型オンブズマンである。
 - (c) オンブズマンに高い地位と独立性を与えるために憲法で規定することは重要であるが、憲法に規定せず法律で導入することも可能である。
 - (d) 1950年代以降に普及した理由としては、()福祉国家化により大きな政府となったために情報公開制度とともに必要とされたこと、()巨大な力を持つに至った行政機構を統制するのに、19世紀的な行政統制装置には限界があること、()伝統的苦情処理機関である裁判所が弾力性を失い、時間、手続、費用の面で十分機能しなくなったことが挙げられる。

(2) 我が国におけるオンブズマンの制度化の取組

- ・日本における取組としては、旧行政管理庁に設置された「オンブズマン制度研究会」や臨調等において検討されてきた。また、1997年には、行政監視のための委

員会が衆参両院に設置された。

- ・我が国には、行政相談委員があり、「日本型オンブズマン」といわれている。ただ、これは、オンブズマンに代置しうるものではなく、両者が連携しながら国民の苦情に対応すべきである。
- ・地方自治体には、川崎市を始めとして、特殊オンブズマンを含めて40近いオンブズマンが導入されているが、地方自治法による制約から、行政府の長が任命する行政府型となっている。

2. オンブズマン制度の特色と機能

(1) オンブズマン制度の特色

- ・(スウェーデン型)オンブズマンの特色は、以下の5点である。(a)立法府の公職者であり、立法府に報告書を提出する。(b)公平な調査官であり、政治的に立法府からも独立している。その任命は、伝統的に超党派で行われる。(c)裁判所と異なり決定を破棄する権限や強制的な権限は有さず、勧告権限のみを有している。しかし、行政府は、オンブズマンの勧告にほとんど従っている。そのパワーの源泉は、事実を把握するための調査にある。そのために調査権限(会議出席権、資料要求・閲覧権等)を有する。調査の客観性等により影響力を保持している。立法府に報告し、報道機関に公表する権限を有する。(d)職権調査権限を有しており、これが行政統制に有効に機能している。(e)苦情の処理は、直接的で、迅速、無料である。

(2) オンブズマンの機能と役割

- ・オンブズマンの機能としては、(a)行政統制・行政監視機能、(b)苦情の受理と処理機能、(c)行政改善機能が挙げられる。

3. オンブズマン制度導入の必要性和課題

(1) オンブズマン制度導入の必要性

- ・オンブズマン制度の必要性は、現在の日本においてますます増大している。

(2) オンブズマン制度導入の可能性

- ・オンブズマン制度の導入は、憲法によらず、法律によっても可能である。

(3) オンブズマン制度導入の課題

- ・議会型オンブズマンと行政府型オンブズマンのいずれの導入も可能であるが、行政監視機能が有効に働くことから、議会型が望ましいと考える。行政府型はあくまで内部統制であり、行政府からの独立性に問題があるものの、多くの案件を迅速・安価に処理できるという利点もある。他方、議会型は、外部統制であり、独立性を有するが、政治的影響力をどのように排除するか、調査スタッフをどのように整備するかという問題がある。
- ・国会の行政監視機能を強化し、護民官的機能を有するものとして、議会型が適している。また、請願権(16条)を具体化するものとして、現行憲法も議会型を認めている。

第9回地方公聴会は、3月15日(月)午後1時から広島県広島市にて開催されます。

宇都宮深志参考人に対する質疑の概要**杉浦正健君(自民)**

- ・国会の国政調査権等を通じて行政のチェックが行われていることや行政の情報公開が進んでいることを踏まえると、国会にオンブズマンを設置することが必要だろうか。設置する場合でも、衆参にある決算行政監視委員会と行政監視委員会を十分活用し、これと連携させることが可能ではないか。

鹿野道彦君(民主)

- ・オンブズマン制度は、憲法上位置付けるべきと考えるが、憲法に根拠規定を置くことのメリット及びデメリットについて、参考人の見解を伺いたい。
- ・日本では、行政相談制度が「日本型オンブズマン」として長年役割を果たしてきたが、行政相談委員では果たし得ないオンブズマンの役割とは何か。両者の役割分担は可能か。
- ・地方自治法上、議会にオンブズマンを置くことが困難であることから、地方自治体では行政府型オンブズマンが導入されているが、議会にオンブズマンを置くことができると解釈することも可能ではないか。
- ・国民性の観点から、オンブズマン制度が我が国になじむと考えるか。

福島豊君(公明)

- ・官僚機構が国民を統治するという戦前の残滓がある我が国の政治の在り方や歴史を踏まえ、果たして我が国でオンブズマン制度が受け入れられるかどうかという点について、参考人の見解を伺いたい。
- ・オンブズマン制度を導入する場合は、議会型が望ましいと考えるが、オンブズマンの任命にあたって、参考人が主張する党派性を超越した中立的な任命を行うことは困難ではないか。
- ・オンブズマン制度がうまく機能する前提として、国民のセルフ・ガバナンスの意識が必要であると考えられるが、日本の国民の意識について、参考人はどのように考えるか。
- ・これからの10年、増税や社会保障制度改革等、国民にとって大変なことが続くが、これらを進めるに当たっては政府への国民の信頼が必要であることを踏まえると、オンブズマン制度があった方がよいと考えるが、いかがか。

山口富男君(共産)

- ・我々は、オンブズマン制度の導入を提案しており、行政監視院の法案も作成・提出した。オンブズマンの憲法上の位置付けは、62条の国政調査権と16条の請願権の両面からなされると考えるが、いかがか。
- ・オンブズマン制度研究会の最終報告によるオンブズマンは、行政府の下に置かれるという点で、独立性について疑問を持つが、参考人が我が国のオンブズマン制度導入が立ち後れているとしていることと併せて、同報告の評価について伺いたい。
- ・民間オンブズマンの活動は、行政監視や苦情処理について大きな力を発揮しているが、参考人は、民間オンブズマンを、権能の分類の点においてはオンブズマンとして類型化しない方がよいとしている。民間オンブズマンをどのように位置付けるべきと考えるか。

阿部知子君(社民)

- ・会計検査院は、真の意味で内閣から独立して機能すべきであると考えられる。米国では、会計検査院は議会の附属機関となっているが、会計検査院の在り方について

どのように考えるか。また、オンブズマンを国会に設置した場合に、国民にとってのメリットはいかなるものが考えられるか。

- ・行政監察計画に対する国政調査は十分なされているか。
- ・現在、情報公開制度は十分に活用されていない状況にあるが、情報公開制度とオンブズマンをリンクさせることについて、どのように考えるか。

杉浦正健君(自民)

- ・行政の可視化の観点から、オンブズマンの導入については、まず、住民と行政の距離が近い地方からなされるべきであると考えられるが、いかがか。
- ・今般の司法制度改革において、全国に相談窓口を設ける「司法ネット」の整備や行政訴訟制度の改革等がなされることとなっている。このような時期に、国レベルでオンブズマンを置く必要性については検討する必要がある。現在の決算行政監視委員会等の機能強化によって、オンブズマンの機能をカバーできると考えられるが、いかがか。

辻 恵君(民主)

- ・行政国家化がますます加速化される中で、司法消極主義などから三権分立の原理原則が現実に機能していない。また、司法ネットについては、独立行政法人が運営するため、行政が強い影響力を持つことになるのではないかと危惧している。こうしたなか、国会の機能強化の中で、オンブズマンは大きな意味を持つと考えるが、具体的にどのようなオンブズマンを想定しうるのか。
- ・警察、刑務所、軍隊を調査対象とする特殊オンブズマンも必要であると考えられるが、日本における具体的な制度としてはどのようなものを想定できるか。
- ・参考人は、オンブズマンの権限として行政に対する勧告が基本であるとしたが、行政の行為の是正のため、行政に対する直接的抑制として具体的にどのようなものを想定できるか。

衛藤征士郎君(自民)

- ・オンブズマンを世界で最初に導入したスウェーデンは一院制であるが、オンブズマン制度と一院制・二院制の在り方について、関連はあるのか。
- ・憲法において、オンブズマンを裁判所と並ぶ国民の人権救済機関として位置付けることについて、どのように考えるか。また、憲法上どのような事項を規定すべきか。独立性や関係機関の協力義務については、いかがか。
- ・オンブズマンの組織は、国会の附属機関とすべきか、それとも会計検査院のような独立機関とすべきか。
- ・日本においてオンブズマンの導入を検討する場合、どの国をモデルとすることが適当であると考えられるか。
- ・日本においては特殊オンブズマンを整備すべきであるとの意見もあるが、どのように考えるか。
- ・地方公共団体においても議会型オンブズマンを設置することができるよう、地方自治法を改正する必要があると考えるが、いかがか。
- ・国レベルのオンブズマン制度が導入された場合、それが今後日本に根付いていくために運用上気をつけるべき点としては、どのようなことが考えられるか。
- ・国際オンブズマンについて説明をお願いしたい。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

古屋圭司君(自民)

- ・オンブズマン制度に対する国民の認知度が高く、また、浸透している諸外国と異なり、日本では、私的オンブズマンが、とすれば市民の権利保護だけではなく、イデオロギー的な活動をしていると思われるため、日本にオンブズマンを導入する際には、公的オンブズマンが望ましいと考える。
- ・日本には、行政相談制度や行政苦情救済推進会議があることから、まず、これらが十分に機能しているかを検証し、必要があればこれらを補完・充実させるべきである。

杉浦正健君(自民)

- ・日本におけるオンブズマン的な役割は、衆参の行政監視に関する委員会等を強化して、これらに担わせればよい。その際、憲法改正が必要かについては、別途、憲法調査会で議論すべきと考える。

< 辻委員に対して >

- ・司法ネットは、独立行政法人が担うことになっているが、与党案において、民間人の登用を盛り込むなど、絶対にお役所仕事にしないという決意で臨んだことを申し上げたい。

玄葉光一郎君(民主)

- ・オンブズマンについては、制度設計の検討は必要だが、基本的には導入の方向でよい。ただ、導入するのであれば、憲法上に規定を設けるべきである。
- ・オンブズマン導入に際しては、税金の有効活用の観点から、オンブズマンと同種・類似の機能を持つ委員会等の再編・整理が前提となると考える。

辻 恵君(民主)

- ・司法は消極主義、地方分権は不徹底ななか、行政が肥大化しているという現状に対し、行政を統制・監視するための議会型オンブズマンの設置が、極めて喫緊の課題であると考えます。

阿部知子君(社民)

- ・議会型オンブズマンは、公平性・透明性が要求され、現在の政治において必要であり、参考人によると、憲法上規定することが望ましいが法律によっても設置できるということであり、引き続き議論していきたい。
- ・国民の医療被害に対しては、現行の行政相談制度では十分ではなく、カルテを見るなど、立入調査権を持った一般又は特殊オンブズマンが必要であり、それが実現してこそ、国民の安心・利益に応えられると考える。

鹿野道彦君(民主)

- ・行政機関からの独立の確保及び行政が複雑化する中、行政相談では対応できない専門的な問題に対する専門的調査能力の確保の観点から、オンブズマン制度を現行の行政相談制度とは別に導入することが、より国民生活にとって資する。
- ・衆参の行政監視に関する委員会等から調査を要請できることを明記することにより、これらの委員会とオンブズマンの連携が図られる。その点からもオンブズマン制度の導入には意義がある。

鈴木克昌君(民主)

- ・地方行政に携わってきた経験から、議会が本来の職務を全うしていれば、オンブズマンは必要ないと考えますが、導入に反対というわけではない。
- ・導入に当たっては、設置に伴うコストの問題や国民

の認知の必要性のほか、オンブズマンの設置が、公務員のチャレンジ意識を損ない、かえって行政の停滞を招き、国民の期待を裏切ることのないよう、配慮する必要がある。

永岡洋治君(自民)

- ・個人の権利救済を迅速に行うための装置を作ることには大切であるが、国レベルでは、本来、国会が国民の権利保護をチェックすべきである。他方、行政が肥大化する中、個人に対する権利救済の道を広げていくことも必要であるが、行政は個人の権利と公益のバランスの下で行われており、あまりに個人の権利を打ち出すことにも注意が必要である。
- ・オンブズマン制度の導入については、憲法上の問題もあるため、衆参の既存の委員会の充実強化でカバーするのが先決であると同時に、この問題は国レベルと地方レベルとで分けて考える必要がある。

基本的人権の保障に関する調査小委員会(第2回)

(テーマ) 市民的・政治的自由(特に、思想良心の自由、信教の自由・政教分離)

参考人:

野坂 泰司君(学習院大学法学部長)

質疑者

棚橋 泰文君(自民) 笠 浩史君(民主)

太田 昭宏君(公明) 山口 富男君(共産)

土井たか子君(社民) 倉田 雅年君(自民)

村越 祐民君(民主) 小野 晋也君(自民)

質疑終了後、自由討議

野坂泰司参考人の意見陳述の概要

1. 思想・良心の自由

- (1) 「思想」とは、一定の価値観に基づく体系的な思考や信念、いわゆる主義・主張、世界観、人生観などを指し、「良心」とは、事物や自己の行動の是非について判断する内心の作用を意味するとして、両者を一応区別することができるが、重要なのは、思想・良心の自由(より広い意味の思想の自由)が人間存在にとって根源的な自由だということである。
- (2) 思想・良心の自由が憲法に規定されるに至ったのは、明治憲法下において思想の自由が抑圧された苦い経験への反省に基づくものである。
- (3) 19条のように思想・良心の自由を信仰の自由から独立して規定した例はあまりないが、日本国憲法においては、信仰の自由や宗教的良心の自由については20条で保障されているのだとしても、19条からそれらの自由を排除すべき必然性はなく、19条において宗教的信条をも含めて、包括的に内面の思想の自由を保障したものと解すべきである。
- (4) 思想・良心の自由を「侵してはならない」とは、人は内心においてどのような思想を抱こうと自由であり、国家はそれを制限したり禁止したりすることは許されないことを意味する。思想の告白強制の禁

止について争われた事件として三菱樹脂事件などがある。思想に基づく不利益の賦課、差別的取扱いの禁止に係る問題として、我が国では見られないが、アメリカにおいては、ヘイト・クライム（被害者に対して個人的には面識も恨みなども一切ないのに、被害者が特定の人種、宗教又は同性愛者のグループに属することなどを理由として、いわば無差別に被害者を選び出し行われる犯罪）の加重処罰のような手法が問題となる。自己の思想・良心に反する行為強制の禁止に関し、南九州税理士会事件などの判例があり、良心的兵役拒否や思想信条に基づく裁判員になることの拒否が問題となる。また、国旗・国歌の問題は、思想・良心の自由にかかわる最も重要な問題の一つである。沈黙の自由との関係では、謝罪広告の強制が許されるかが問題となった（謝罪広告強制事件）。

2. 信教の自由・政教分離原則

- (1) 「信教の自由」の内容は、信仰の自由・宗教的行為の自由・宗教的結社の自由であり、思想の自由と並んで、人権宣言の中核をなす最も重要な人権である。
- (2) 政教分離原則とは、国家と宗教とを分離するという原則であり、これが信教の自由の保障を促進又は補強するためのものである点は、判例を含め学説も一致している。また、憲法上、「厳格分離」が要求されていることは疑いの余地がない。
- (3) 憲法が何らの留保なく「信教の自由」を保障し、併せて「政教分離原則」を詳細に規定したのは、明治憲法における信教の自由の保障が不徹底だったことによる信教の自由の抑圧の経験による。
- (4) 信教の自由には、信仰の自由と信仰に基づく行為の自由とが含まれる。前者については、内心の自由として絶対的に保障され、信仰告白の強制や信仰（不信仰）を理由とする不利益賦課が禁止されるのは思想・良心の自由の場合と同様である。これに対して、後者の宗教的行為は、外部的な行為であって、社会における他者との関わりを生じるために、おのずから一定の制約に服さざるを得ない。ただし、その規制は、必要不可欠な公共の利益を達成するための最小限度のものでなければならない。加持祈祷事件、宗教法人オウム真理教解散命令事件、「エホバの証人」剣道実技拒否事件が判例として挙げられる。
- (5) 憲法は国家と宗教との厳格な分離を要求するが、「完全」な分離まで要求するものではないとするのが学説の多数である。これに対し、判例は、国家と宗教とのかわり合いを前提として、いかなる場合にいかなる限度においてそれが許されないことになるかを問うという発想の仕方をするが、これは妥当でない。

政教分離原則違反の有無を判定する基準として、いわゆる目的効果基準が判例上確立しているが、その客観性には問題があり、目的効果基準の原型となったアメリカのレモン・テスト（政府の行為が合憲とされるためには、当該行為が(a)世俗目的を持ち、(b)その主要な効果が宗教を促進し又は抑制するものではなく、(c)政府と宗教との過度のかわり合いを促すものではない、という3要件のすべてを充足しなければならないとする基準）及びエンドースメント・テスト（レモン・テストをより実際的に修正した基準）を含め、本格的な再検討が必要である。

政教分離原則の下で許される国家行為について、神式地鎮祭、神社等への玉串料等の公金支出、自衛官合祀訴訟、忠魂碑訴訟、即位礼・大嘗祭関係訴訟、内閣

総理大臣の靖国神社参拝などが問題となる。

野坂泰司参考人に対する質疑の概要 棚橋泰文君（自民）

- ・思想・良心の自由については、今日、私人間効力を巡る議論の方が現実問題となりやすいことから、私人間における憲法規定の適用の在り方を検討していく必要があると考えるが、いかがか。
- ・政教分離原則の本質は、宗教団体が、国家権力の根幹に関わる部分を行使してはならないということであり、政治的・社会的活動をしてはならないという意味ではないと考えるが、いかがか。
- ・信教の自由と政教分離原則とは、信教の自由を現実社会において確実に保障する目的のために政教分離原則が存在するという、ある意味、目的と手段の関係に立つと考えるが、いかがか。

笠浩史君（民主）

- ・参考人は、司法制度改革により導入が予定されている裁判員制度において、思想・信条を理由として辞退できるとされたことに一定の評価を与えているが、その点について、もう少し詳しく説明願いたい。
- ・靖国神社を巡る問題については、A級戦犯の分祀などが議論されているが、これらの議論はあくまでも対外的なものであり、その前に、日本人としてこの問題にどう向き合っていくのか、きちんと議論しなければならないと考える。参考人は、最高裁が内閣総理大臣の公式参拝について明確な判断を下してないと述べたが、その理由について伺いたい。

太田昭宏君（公明）

- ・靖国神社のA級戦犯の分祀を国が強制すれば、政教分離原則違反であるし、もし分祀をしたとしても御霊は神社に残るため、宗教上意味がないとの指摘があるが、私は、宗教上に意味がなくても、政治的には意味があると思うが、いかがか。
- ・昭和60年8月14日の内閣総理大臣の靖国神社公式参拝に関する藤波官房長官談話では、「国民や遺族の方々の多くが公式参拝の実施を望んでいる」との前提に立ち、「戦没者の追悼を目的として、神道に則らない方式」で公式参拝を行うとしているが、これは、政教分離原則に関する目的効果基準からはどのように説明されるのか。
- ・参考人は、戦没者の「追悼」は国が主催し又は関与する公的行事たり得るが、戦没者の「祀り」はあくまで私的行為にとどまるべきと主張しているが、「追悼」と「祀り」の差異について伺いたい。

山口寛男君（共産）

- ・治安維持法下における弾圧からの決別という19条の成立背景は、人権規定全体に及ぶ非常に大きな契機となったと考えるが、いかがか。
- ・治安維持法により弾圧を受けた者は、戦後、国家賠償訴訟を提起しているが、これについてどのように考えるか。
- ・憲法の条文が作られた背景を押さえ、それが現実にもどのように機能してきたかを判例法理も含めて捉えていくことにより、憲法原則が学問上も豊かになっていくと考えてよいか。
- ・先日、公務員が休日に職務と関係なく、自己の支持政党の宣伝物を郵便受けに入れたことが、国家公務員法の政治活動の禁止に違反するというこ

とで逮捕されたが、基本的人権の侵害の問題となるのではないか。

- ・内閣総理大臣が靖国神社に参拝することは、特定の宗教法人と関係を持つことになるので、参考人の見解では違憲の可能性が強くなると考えてよいか。
- ・職務命令による国旗掲揚・国歌斉唱は一種の強制措置となるので違憲と考えるが、いかがか。

土井 たか子君(社民)

- ・参考人は、政教分離原則の判断基準について、まず目的効果基準の存在を前提とし、その上で右基準の「適用」について独自の見解を披瀝されていると考えてよいか。
- ・国を相手とする政教分離原則違反に係る訴訟は非常に難しいと感じたが、他にどのような方途があるか、教えていただきたい。
- ・靖国問題についても、現行憲法をしっかりと守り、活かしていく努力が必要であると感じたが、この問題においても、81条について憲法の理念を活かす解釈がなされていないのではないか。

倉田 雅年君(自民)

- ・制憲時に、(a)日本人が民主主義を自らの手で克ち取っていないこと、(b)国民性にもそぐわないこと、を理由に陪審員制度の採用が見送られたが、参考人は、現在、裁判員制度を取り入れることができるほど民主主義が成熟し、また国民性に変化があったと考えるか。
- ・37条1項で保障する刑事被告人の「公平な裁判所の迅速な裁判を受ける権利」を考えると、裁判員制度について「選択制」を導入すべきではないか。
- ・参考人は、内閣総理大臣の靖国神社公式参拝問題について、現行制度の下では、最高裁は憲法判断を出しにくいと述べたが、立法政策によって、これを出しやすくすることができるという理解でよいか。
- ・参考人は、憲法裁判所は必要と考えるか。

村越 祐民君(民主)

- ・地方自治体が地域振興策の一環としてその地域にある社寺の整備を公金で行うことは、20条や89条の規定する政教分離原則に照らして違憲となるのかについて、参考人の説く「原意主義」の立場からは、どのように説明されるのか。
- ・現憲法においては、ドイツのような「闘う民主制」はとり得ないと考えられるが、憲法政策として、どのように民主主義を守っていくべきと考えるか。

小野 晋也君(自民)

- ・現憲法は、国民の自由や権利について考えていく上で、妥当なものと考えてよいか。
- ・国家は、国民の内心の自由にまで踏み込めないと考えるが、内心の発露として現れる行動や表現に対しては、制約を加えることができるような規定を設けるべきではないか。また、義務を権利に優先させるべきと考えるが、いかがか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

辻 惠君(民主)

<小野委員の意見に関連して>

- ・政教分離の規定は、歴史的反省に立って、単なる「国家からの自由」ととどまらず、制度的保障として定められたものである。靖国問題は歴史と関連づけて理解されるべきである。

>小野晋也君(自民)

- ・ある行為が政教分離原則に違反するか否かが、裁判

になって初めて分かるという現状は大いに問題である。

- ・憲法が世間の常識に反するならば、世間の常識に憲法を合わせるべきである。

>辻惠君(民主)

- ・公務員は、99条の憲法尊重擁護義務をわきまえて具体的な行動を起こすことが必要である。行動が憲法に反するから、憲法を変えようとすることは本末転倒であり、憲法というルールに従って行動することは当然である。

>小野晋也君(自民)

- ・従来慣例として行ってきたことが突然憲法違反で訴えられるのはおかしい。憲法規定があいまいであることにも原因があるが、裁判以外に解決の方法はないのか疑問である。このような観点から問題提起をしたものである。

>辻惠君(民主)

- ・憲法教育を徹底することが一番の解決方法と感じた。

船田 元君(自民)

- ・19条・20条は、人権保障の根源であり、憲法は内心にとどまる限り無条件に人権を保障しているが、ドイツの「闘う民主制」のように、いかなる思想等をも保護するものではなく、ある程度の限界が設けられるべきと考える。また、その旨を定めた規定を置くべきでないか。
- ・憲法上、国旗掲揚・国歌斉唱を拒否する自由が許容されるとしても、しかし一方において、一定の秩序はあってしかるべきではないか。この点、憲法上明記するが、運用によるか、判例によるかという問題はあがあるが、いずれにせよ、思想・良心の自由等にも一定の限界があるべきではないか。

土井 たか子君(社民)

- ・当調査会に出席している多くの参考人が、改憲を唱えるよりも現在の憲法の精神を活かすことが先決であるとの姿勢を明確にしている。発言の中には、時宜にそぐわないから改正すべきという意見もあったが、辻委員も言うように、憲法を活かすことこそ必要である。
- ・99条に定める憲法尊重擁護義務を理解し、これを適切に活かす努力が求められている。

松野 博一君(自民)

- ・天皇制に関する規定は、伝統的・慣習的儀式のような宗教的要素も含めたシステムを認めているのであり、憲法の定める政教分離原則の例外であると考えられる。そのように考えれば、皇室行事に対する公費の支出も肯定しうるのではないか。

園田 康博君(民主)

- ・靖国問題等は誤解に基づく不毛な議論といえないこともない。私は、憲法を深化させていくという立場に立つが、これらの問題については、判例を深化させていき、また、国民的議論も活発化させるべきではないか。
- ・私は、憲法改正ありきという立場に立つものではないが、20条1項後段に「目的効果基準」に関する規定を置くことも考えられるのではないか。

中山 太郎会長

- ・憲法には、公務員等の憲法尊重擁護義務がある一方、96条に憲法改正の規定が定められている。憲法を守る立場であれば、この96条も守らなければいけない。

>土井たか子君(社民)

- ・96条は、現憲法が「不磨の大典」ではないことを

示すものである。しかし、現在よりも良い憲法へ変える「改正」のための規定であり、「改悪」のための規定ではない。

- ・周辺事態法以来、従来の憲法解釈では認められなかった立法が立て続けになされており、この動きに対して不信を抱いている国民が多い。また、9条を変えることについても反対の意見が多数を占める。
 - ・現在の憲法が活かされない状況で憲法を変えたとしても、現在より良い憲法ができるとは考えられない。
- > 中山太郎会長
- ・私は、憲法調査会会長の就任に当たって、(a)二度と侵略国家とはならない、(b)国民主権、(c)基本的人権の保障という三つの原則を維持しながら議論することを表明した。
 - ・憲法の「解釈改憲」こそ危険であると考えている。
 - ・最高裁判所の憲法判断が消極的なことは問題であると考えている。
 - ・憲法を守るためにも、憲法改正のための国民投票法を制定すべきである。
- > 土井たか子君(社民)
- ・96条は、憲法が予期している方向に合致する改正を前提とするものである。

小野晋也君(自民)

- ・イラク特措法等の一連の法律は、憲法の手続にのっとって選ばれた国会議員が憲法の手続にのっとって国会において議決されたものであり、これをとらえて憲法「改悪」の方向に進んでいるということは矛盾している。
- ・いろいろな意見はあるだろうが、憲法改正のための国民投票法を成立させることが国会の責務である。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2318件(3/11現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1410	封書	435
FAX	299	E-mail	174

分野別内訳

前文	210	天皇	85
戦争放棄	1557	権利・義務	58
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1318

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
 E-mail kenpou@shugiin.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
3.15 (月)	午後 1:00	地方公聴会(広島)
3.18 (木)	午前 9:00	憲法調査会(派遣報告、小委員長からの報告聴取及び自由討議)
3.25 (木)	午前 9:00	最高法規小委 〔テーマ〕 憲法保障(特に、憲法裁判制度及び最高裁判所の役割) 参考人等につきましては、現在、調整中です。
	午後 2:00	安保国際小委 〔テーマ〕 非常事態と憲法(国民保護法制を含む) 参考人： 小針司君(岩手県立大学総合政策学部教授) 松浦一夫君(防衛大学校助教授)

諸般の事情により変更される可能性があります。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

(衆議院会議録議事情報)

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

(国立国会図書館)

<http://kokkai.ndl.go.jp/>